

(11) 授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規程

(趣旨)

第 1 条 明石工業高等専門学校における授業料及び入学料の免除及び徴収猶予並びに寄宿料の免除に関する取り扱いについては、独立行政法人国立高等専門学校機構における授業料、入学料及び寄宿料の免除及び徴収猶予に関する規則（独立行政法人国立高等専門学校規則第 134 号。以下「機構規則」という。）その他独立行政法人国立高等専門学校機構が定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(選考機関)

第 2 条 機構規則第 3 条第 1 項、第 4 条第 1 項、第 5 条第 1 項、第 6 条第 2 項、第 10 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 14 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 22 条第 1 項、第 23 条第 1 項及び第 24 条第 1 項の選考機関は、明石工業高等専門学校学生委員会とする。

2 機構規則第 19 条第 1 項の選考機関は、明石工業高等専門学校学寮委員会とする。

3 機構規則第 25 条第 1 項の選考機関は、授業料及び入学料に関することは明石工業高等専門学校学生委員会、寄宿料に関することは明石工業高等専門学校学寮委員会とする。

(雑則)

第 3 条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、校長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和 2 年 7 月 8 日から施行し、令和 2 年 4 月 1 日から適用する。

2 昭和 43 年 2 月 10 日制定の「授業料及び寄宿料の免除並びに授業料の徴収猶予に関する規程」及び昭和 50 年 10 月 11 日制定の「入学料の免除及び徴収猶予に関する規程」は、廃止する。